

東日本大震災に伴う自動車 NO_x・PM 法の車種規制の経過措置期間の特例措置について

(1) 対象車種

- ・普通トラック（いわゆる「1ナンバー車」）
- ・小型トラック（いわゆる「4ナンバー車」）
- ・大型バス（定員30人以上）
- ・マイクロバス（定員11人以上30人未満）
- ・ディーゼル乗用車（定員11人未満）
- ・特種自動車（いわゆる「8ナンバー車」）

(2) 対象車両

自動車の使用の本拠の位置が自動車 NO_x・PM 法の対策地域内であって、自動車検査証の有効期間満了日が平成 23 年 3 月 11 日（東日本大震災発生日）から同年 9 月 30 日までに到来し、かつ、自動車 NO_x・PM 法の特定期日[※]が当該満了日以前である自動車

※特定期日とは、初度登録年月日を基準として車両区分毎に規定された期日であり、この期日を経過した自動車は、自動車 NO_x・PM 法に定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しなければ自動車検査証の有効期間が更新されません。

対象車種	特定期日
普通トラック（いわゆる「1ナンバー車」）	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日
小型トラック（いわゆる「4ナンバー車」）	初度登録日から起算して8年間の末日に当たる日
大型バス（定員30人以上）	初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日
マイクロバス（定員11人以上30人未満）	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
ディーゼル乗用車（定員11人未満）	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日
特種自動車（いわゆる「8ナンバー車」） ^注	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日

注）構造等が特殊なものとして環境大臣が定めるものは、別途環境大臣が定める期間の末日に当たる日を特定期日と規定。

(3) 特例措置の内容

平成 23 年 4 月 26 日[※]から同年 9 月 30 日までの間に対象車両が初めて継続検査又は臨時検査を受ける場合に、自動車 NO_x・PM 法の窒素酸化物排出基準等が適用されない経過措置期間を当該継続検査等の次に受ける検査の前日まで延長し、特定期日を平成 23 年 10 月 1 日に変更する（これにより、実質的に経過措置が 1 年（一部車種は 2 年）延長されることとなる。）。

※車検制度上の措置として、道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 310 号）を改正しており、当該改正の施行日。